

【 水産林務部所管分 】

平成24年第1回北海道議会定例会〔予算特別委員会〕開催状況

開催年月日 平成24年3月15日(木)  
 質問者 公明党 吉井 透 委員  
 答弁者 野呂田水産林務部長、金森水産基盤整備  
 担当局長ほか

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>一 漁港の防災機能の強化について</b></p> <p>漁港の耐震化ということについてであります。この問題については、先の我が党の代表質問で、原子力防災計画の見直しのなかで、取り上げさせていただいたところではあります。その際、知事は、泊原発の防災計画の見直しのなかで検討したいと積極的なご答弁をいただきました。そこで、簡潔に3点をお伺いします。</p> <p><b>(一) スケジュールについて</b></p> <p>まず現在、道は、原子力防災計画の見直しを進めているというところですが、漁港の耐震化を検討していくためには、一日も早く計画を策定すべきであると考えます。</p> <p>防災計画の見直しと漁港の耐震化の検討スケジュールについてお伺いします。</p> <p><b>(二) 耐震化の取組について</b></p> <p>今後、原子力防災計画の中で、住民避難の方法や漁港を活用した海上避難などが位置付けられた場合に、漁港の耐震化を進めていく必要があると考えますが、どのように取り組まれるか、お考えがあるかお伺いします。</p> <p><b>(三) 防災機能の強化について</b></p> <p>国と協議されるということですが、防災機能の強化についてお伺いしますが、原子力防災に限らず、自然災害は道内あらゆるところで発生しているということでありまして、避難道路の寸断などの際は、海上輸送による避難を検討すべきであると思えます。</p> <p>このためには、耐震化はもとより漁港の防災機能を強化していく必要があるというふうに考えますが、道の考えをお伺いします。</p>	<p><b>○ 三浦 漁港漁村課長</b></p> <p>漁港の耐震化の検討についてであります。道といたしましては、今後予定されております国の防災指針の見直しに合わせ、道の原子力防災計画を見直しているところであります。</p> <p>その見直しに当たりましては、漁船などの船舶による住民避難方法として、漁港を活用した海上避難の経路や手順の検討も行うこととしており、今後、地元市町村や漁業関係者などのご意見を伺いながら、耐震化を行う岸壁の範囲や工法などについて検討して参りたいと考えております。以上です。</p> <p><b>○ 三浦 漁港漁村課長</b></p> <p>耐震化の取り組みについてであります。道では、これまで漁港の防災機能を強化するための防波堤の延長や嵩上げ、岸壁などの改良について、漁港整備計画に基づき整備を実施してきているところです。</p> <p>今後、原子力防災計画の中に被災地の避難者や物資の輸送基地として位置付けされる漁港については、地元市町村や漁業関係者などのご意見を伺うとともに、国と協議し、津波対策や耐震化の整備計画を新たに策定し整備して参りたいと考えております。以上でございます。</p> <p><b>○ 金森 水産基盤整備担当局長</b></p> <p>漁港の防災機能の強化についてであります。本道の漁港は、我が国最大の水産物供給基地として重要な役割を果たしております。災害時には、避難者や緊急物資の海上輸送などの機能も担っていることから、漁港施設の防災機能の強化が大変重要と考えております。</p> <p>このため、道では、これまで避難者や物資の輸送を目的として有珠山の噴火に備えた虻田漁港大磯分区や、地震・津波に備えた標津漁港を整備しているところでございます。</p> <p>今後は、災害時における総合的な防災対策を図るため、只今、担当課長からお答えしましたように 漁港の防災機能の強化について検討することとしており、平成24年度</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>新たな漁港整備計画の中で取り組んでいただけるということでありませけれども、原子力防災の避難を想定するという視点での我が党の質問でありますので、しっかりした取り組みをお願いしたいと思います。</p> <p><b>二 トドなどの海獣による漁業被害について</b>  <b>(一) トドなど海獣の漁業被害について</b>  北海道の漁業は魚価低迷や燃油価格の高騰など厳しい環境に置かれていることに加えまして磯焼けの進行や海獣による漁業被害の発生が続き漁業生産の低迷を招いております。特に、宗谷、留萌、後志をはじめとしてトドによる漁業被害は深刻でありまして、近年は、オットセイやアザラシによる漁業被害も大きくなっていると承知しております。魚の食害に加えて網が破られたりするために、被害の発生を恐れて休漁せざるを得ないという悲痛な話を漁業者からは聞いております。そこで、こうした被害の現状や対策について、順次お伺いします。</p> <p><b>1 被害の現状について</b>  まず、こうした海獣による漁業被害について、近年5年間ほどの現状と道の認識をお伺いします。</p> <p><b>2 被害対策の取組について</b>  こうした漁業被害で、まずトド対策について、道は漁法転換も含めた対策の検討などを行ってきた経緯があると承知しております。これまでの対策や検討の経緯について、お伺いします。</p>	<p>から開始する新たな漁港整備計画におきまして、地震・津波・高潮等に備えた防波堤の延長や嵩上げ、防潮堤などの整備に取り組んでいく考えてございます。以上です。</p> <p><b>○ 鉢呂 水産振興課長</b>  トドなどの海獣による漁業被害についてであります。道では、漁協からの聞き取りにより、被害状況を把握しており、平成18年、19年はトドのみの被害となっておりますが、それぞれ14億6千万円、14億5千万円となっております。平成20年度からは、オットセイとアザラシの被害が急増したことから、これらの被害も含めた調査を行っておりまして、平成20年は18億円、21年は19億1千万円、22年は22億8千万円となっております。特に被害が集中し、漁業生産も低位にある日本海海域では、漁業経営に大きな影響を与えていると認識してございます。</p> <p><b>○ 鉢呂 水産振興課長</b>  被害防止対策についてであります。これまで道では、トドの駆除を始め、追い払いや上陸防止策の設置、底建網などの強化網の助成を行うとともに、本年度より、駆除の効率を高めるため、新たにハンターの育成やハンター相互派遣体制の整備などを行い、トド被害防止対策の充実を図っているところであります。</p> <p>漁法転換につきましては、平成19年に留萌管内の漁業団体から、トドによる漁業被害対策として、既存の刺し網漁船を用いた、小型機船底曳き網漁業への転換について要望があったところでございます。</p> <p>このため道では、「北海道漁法転換検討委員会」を設置して検討を進めてきた結果、漁船の安全性や経営採算性に問題があり、さらに、隣接する宗谷、石狩、後志管内の組合長会からは、資源保護などの観点から反対する意見があったため、平成22年に「漁法転換を進めることは現時点では困難である」と判断したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>3 ハンターの派遣体制制度について</b>  検討経緯のなかで漁法転換については凍結されたというものでありますけれども答えをいただいた中で、ハンターの派遣体制についてお伺いさせていただきます。トド対策について、道は平成23年度からハンター派遣体制を導入されていると伺っております。これまでの成果とその評価について、お伺いします。また、今後の実効性について、道の考え方を伺います。</p> <p><b>(二) 海獣による漁業被害にかかる経営支援について</b></p> <p><b>1 漁業共済制度の仕組みについて</b>  まず、自然災害による補償は先ほども質問があったとおり漁業共済制度が設けられておりますけれども、現状の制度の仕組みについて、お伺いします。</p> <p><b>2 漁業共済制度の課題について</b>  漁業共済制度は漁業者の加入が低い側面があると聞いております。漁業者の補償水準となる漁業収入を算定する5中3いわゆる過去5年間のうち最高と最低を除いた3年分の平均を収入とするという制度が一つの課題になっているということでもありますけれども、この算定方式について道の所見をお伺いします。</p>	<p>○ <b>鉢呂 水産振興課長</b>  ハンターの派遣についてであります。道では、本年度から派遣要請に応じるとする86名のハンターと派遣の窓口となる漁業協同組合等の15団体の名簿を作成し各漁協間の連絡により派遣が可能な体制を整備するとともに、派遣に必要な旅費を助成することとしたところでございます。</p> <p>今年2月までの実績といたしましては、後志総合振興局管内で、4名のハンターが派遣され、トド駆除や追い払いに参加しているところであります。道としては、今後、この体制をさらに効果的なものとするため、トド来遊情報などを共有する振興局や漁業系統団体と連携して、円滑に派遣が行われるよう取り組み、ハンター派遣がより一層有効に活用されるよう努めて行く考えでございます。</p> <p>○ <b>中田 水産経営課長</b>  漁業共済制度についてでございますが、漁業は、時化などの自然災害を受けやすく、好不漁により毎年の収入の変動が大きいことから、漁業共済制度は、漁業の継続を支援することを目的とし、自然災害や不漁等により漁獲金額が減少した場合や養殖施設・定置網などが損壊した場合に、共済金が支払われる仕組みとなっております。</p> <p>なお、漁業共済には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・漁船漁業者や定置漁業者が加入する漁獲共済、</li> <li>・養殖業者が加入する特定養殖共済、</li> <li>・漁具の損壊に備える漁業施設共済等の種類があり、掛金の一部は、国から補助がなされているところです。</li> </ul> <p>○ <b>中田 水産経営課長</b>  漁業共済の算定方式についてでございますが、漁業共済では、支払われる共済金の基準となる補償水準を直近5カ年の漁獲金額のうち最高と最低の金額を除いた3カ年の平均、いわゆる5中3とする算定方式となっております。</p> <p>この方式では、毎年、漁獲金額の減少が続いた場合、補償水準が低下し、漁業の継続に必要な経費の補てんが受けられなくなるという問題があり、道といたしましては、この算定方式が漁業共済への加入が低い一つの要因と考えており、次期水産基本計画の見直しに際して、漁業関係団体と連携して補償水準の算定方式の見直しなどについて、国に要望しているところであります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>3 資源管理・漁業所得補償対策について</b></p> <p>国の方では平成23年度、本年度から新たに資源管理・漁業所得補償対策をスタートさせたということでありましてけれども、この対策は、資源管理計画の作成など一定の条件があるということですが、漁業共済制度の枠組みを基本としており、漁業者の掛金負担が大きく軽減されているということで、国の負担が4分の3になったというふう聞いておりますが、漁業者には受け入れやすいというふうに考えますが、この対策について、道の所見をお伺いします。</p> <p><b>4 海獣による漁業被害補償について</b></p> <p>先に質問しましたように漁業被害補償というのは自然災害によることに対する補償であります。こうした自然災害による減収は、漁業共済制度の対象であり、共済制度の仕組みを活用した資源管理・漁業所得対策も対象になるものというふうに考えられますが、海獣による漁業被害、食害による水揚げ減での減収や網の破損などは対象になるということかどうなのか、お伺いします。</p> <p><b>5 今後の取組について</b></p> <p>トドの被害、刺し網については共済の対象となっていないという話であります。特に近年、被害の大きいトド、オットセイなどの海獣による被害補償は、従来の枠組みではない特別な漁業所得補償制度が必要であると私は考えますが、これについて、道の所見と漁業被害の抜本的な対策について、今後の取組をお伺いします。</p> <p>日本海側の刺し網の漁業者というのは、後継者のことも含めて非常に大変なトドの被害に悩んでおります。抜本的な対策がないので、特別枠の設置をご提案させていただきましては、こうしたことについても、道に真摯な取組をお願いしたいと強く申し上げさせていただきます。</p>	<p><b>○ 中田 水産経営課長</b></p> <p>資源管理・漁業所得補償対策についてでございますが、この制度は、既存の漁業共済制度と積立ぶらすを活用するものであり、今回、資源管理計画等を作成・履行した漁業者に対しては、共済の掛金について、国の補助が45%から75%に増えるなど、漁業者の負担が大きく軽減され、漁業者からも一定の評価を得ており、共済の加入率は61%から69%に増加したところです。</p> <p>しかしながら、漁獲の低迷やトドなど海獣による被害など漁業経営が厳しい状況にある中、未だ参加できない漁業者も多いことから、道といたしましては、一人でも多くの漁業者がこの制度に参加できるよう、さらなる掛金助成や補償水準の見直しなどについて、漁業関係団体と連携し、引き続き国に働きかけて行く考えであります。</p> <p><b>○ 中田 水産経営課長</b></p> <p>海獣による漁業被害補償についてでございますが、漁業共済制度では、海獣等による被害により、漁獲金額が減少した場合も補償の対象になりますが、先程もご説明しましたとおり、漁獲金額の減少が続いた場合は、補償水準が低下し十分な補償が得られないという問題があるところです。</p> <p>また、漁具の破損については、固定式漁具である大型定置網、コンブやホタテガイの養殖施設などは漁業施設共済の補償の対象となっておりますが、トドの被害が多く見られる刺し網につきましては、共済の対象になっていないところです。</p> <p><b>○ 野呂田 水産林務部長</b></p> <p>海獣被害対策についてでございますが、これまで、トドにつきましては、駆除や強化網の導入などの被害防止対策を行っており、オットセイにつきましては、トドと同様な被害対策を国に求めて行くため、現在、道による被害実態調査や食性の調査などを行っているところでございます。</p> <p>しかしながら、これらの対策を行っても依然漁業被害を根絶することは難しいことから、トドなどと共存せざるを得ない日本海の漁業者からは、被害補償を求める声も多く寄せられております。道といたしましては、漁業資源の低迷など厳しい環境にあるなか、漁業所得補償制度への加入など海獣被害対策は、緊急の課題であると考えているところでございます。</p> <p>このため、道では、来年度から始まる次の次期水産基本計画の策定に当たり、海獣被害対策としての制度の拡充強化などを要請しており、今後とも漁業関係団体と連携し、海獣による漁業被害への補償など抜本的な対策を、国に対し強く働きかけてまいりたいと考えております。</p>